



「平成21年 全国消費実態調査」にご協力を！



総務省統計局では、都道府県・市区町村を通じて、平成21年9月から11月までの3か月間「平成21年全国消費実態調査」を実施します。調査地域の世帯の確認のため、調査員が、この地域にお住まいのすべてのお宅を訪問して、世帯主の氏名などをお尋ねします。

全国消費実態調査は、国民の暮らし向きを家計の面から総合的にとらえ、我が国の所得、消費及び資産の水準や構造を明らかにすることを目的とし、「統計法」という法律に基づいた基幹統計調査として実施します。この調査は昭和34年から5年ごとに行われ、今回が11回目に当たります。

この調査の対象世帯は、全国のすべての世帯の中から、統計的な方法に基づいて選定された二人以上の世帯員からなる世帯と単身の世帯です。

調査の結果は、いろいろな統計表としてまとめられ、平成22年夏ごろから総務省統計局ホームページへの掲載やCD-ROM、報告書などにより順次公表されます。

調査員が皆様のお宅にうかがいましたら、調査の趣旨をご理解いただき、ご記入をお願いいたします。

調査員がお宅にお伺いします



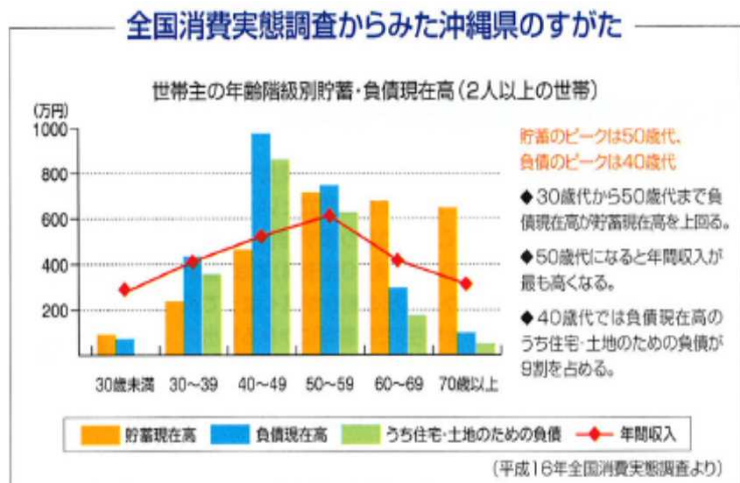
今を知り明日をみつめる暮らしの統計

平成21年

全国消費実態調査

実施期間 9月・10月・11月

<http://www.stat.go.jp/data/zensho/2009/index.htm>
 総務省統計局・都道府県・市区町村



調査は、以下の流れで行います	
総務省統計局	調査全体の企画設計、調査書類の作成、調査票等の審査、調査結果の集計、調査結果の公表、報告書の刊行などの事務を行います。
都道府県	指導員・調査員の任命、調査票等の審査などの事務を行います。
市区町村	指導員・調査員に対する調査事務の指導、調査世帯の選定、指導員・調査員の都道府県への推薦、調査票等の審査などの事務を行います。
指導員	調査員に対する調査事務の実地指導、調査員から提出される調査票等の記入内容の審査などを行います。
調査員	調査単位区世帯名簿の作成、調査世帯に対する記入依頼、調査票の配布、調査票の記入の仕方の説明、調査票の取集・検査などを行います。

詳しくは、総務省統計局のホームページ <http://www.stat.go.jp/data/zensho/2009/index.htm> をご覧ください。